特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則

（用語の定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において使用する用語の例による。

（個人情報保護委員会への報告）

第二条　特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体（地方公共団体の組合及び財産区にあっては、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第五条第一項の規定により同規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出したものに限る。）及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度において個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を委員会に報告するものとする。

第三条　前条の規定による定期的な報告のほか、特定個人情報の漏えいその他の状況により、委員会が地方公共団体及び地方独立行政法人に対して随時に報告を求めることを妨げない。

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五一六二	二八、一〇、二六	宮前　慎司
五一六三	二八、一〇、二六	岡野　結

○外務省告示第四百三十八号

平成二十八年十月二十六日にエルサレムで、航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がイスラエル国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十九年四月二十三日に東京で署名された航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千十五年七月七日及び八日に東京で行われた日本国及びイスラエル国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付する新たな付表が日本語、ヘブライ語及び英語で作成された協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がイスラエル国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日にエルサレムで

イスラエル国駐在
日本国特命全権大使　冨田浩司

イスラエル国
運輸・道路安全相　イスラエル・カッツ閣下

付表

1　日本国の一又は二以上の航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―中間の地点（注1）―イスラエル国内の地点

(a)(b)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点（注2）―イスラエル国内の地点―以遠の地点（注2）

注1　日本国の一又は二以上の航空企業は、「中間の地点」においては、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することができない。

注2　「中間の地点」及び「以遠の地点」は、両締約国の航空当局の間の相互の同意により特定されなければならない。

2　イスラエル国の一又は二以上の航空企業が両方向に運営する路線

(a)　イスラエル国内の地点―中間の地点（注1）―日本国内の地点

(b)　イスラエル国内の地点―中間の地点（注2）―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点（注2）

注1　イスラエル国の一又は二以上の航空企業は、「中間の地点」においては、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することができない。

注2　「中間の地点」及び「以遠の地点」は、両締約国の航空当局の間の相互の同意により特定されなければならない。

3　いずれの締約国の一又は二以上の航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該航空企業の選択によって省略することができる。

（イスラエル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、イスラエル国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をイスラエル国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日にエルサレムで

イスラエル国
運輸・道路安全相　イスラエル・カッツ

イスラエル国駐在
日本国特命全権大使　冨田浩司閣下

○外務省告示第四百三十九号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十八年十一月十五日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
ペトラ博物館建設計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文（平成二十六年三月一日付け）	平成二十八年九月二十五日	平成三十二年十二月三十一日
モンロビア市電力復旧計画のための贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文（平成二十四年十二月十三日付け）	平成二十八年十月二十四日	平成二十九年十月三十一日